

介護老人福祉施設

介護契約書（別紙）

社会福祉法人 長寿村
介護老人福祉施設 足立翔裕園

介護老人福祉施設介護契約書（別紙）

1 担当者 生活相談員または介護支援専門員

2 提供するサービスの内容

(1) 居室

個室（従来型）及び多床室（2人部屋、4人部屋）があります。

居住費は室料及び光熱水費相当をお支払いいただきます。

(2) 食事（提供開始時間）

朝食 7：40から9：40 昼食 12：00から14：00

間食 15：00から 夕食 18：00から20：00

※原則、各階の食堂にておとりいただきますが、ご希望がございましたら談話コーナー、居室等でおとりいただく事も可能です。食費は、実費をお支払いいただきます。

（第1段階～第3段階の方）

通常料金（第4段階の方）

朝食：404円 昼食：454円

朝食：510円 昼食：560円

夕食：534円 間食：0円

夕食：660円 間食：0円

※ 各食事提供時間の1時間前までにキャンセルの申し出がない場合は各食事費用の全額を請求させていただきます。

(3) 入浴

週に最低2回入浴していただけます。

ただし状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(4) 介護

施設介護サービス計画に沿って下記の介護を行います。

食事・着替え・排泄・体位交換・施設内の移動の付き添い等の介助。

(5) 機能訓練

5階の訓練室および各階フロアにて機能訓練を行います。

(6) 生活相談

常勤の生活相談員に、生活に関する相談ができます。

(7) 健康管理

当施設では、年間2回の健康診断を行います。

また、診察室にて内科・精神科・整形外科・歯科の医師による診察や健康相談サービスを受けることができます。

(8) 理美容サービス

当施設では月に4回、毎週月曜日に理美容サービスを実施しております。

料金は別途かかります。

(9) 年金等の行政手続きの代行

年金の受給のための手続きの代行等を施設にて行っております。ご希望の際は職員に申し出下さい。ただし、手続きに係る経費はその都度お支払い頂きます。

(10) その他

日常生活に関わる費用等は別途規定により実費をお支払頂きます

3 利用料金

介護保険法が定める法定料金（要介護度に応じた保険給付の負担分）及び、施設と入居者の契約に基づき、居住費・食費・その他日常生活費等（入居者負担分）は、下記のとおりとなります。

基本利用料（保険給付の負担分／1日あたり）

費目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険サービス費 （従来型個室）	1割	642円	719円	798円	875円	950円
	2割	1,284円	1,437円	1,596円	1,749円	1,899円
	3割	1,926円	2,155円	2,394円	2,623円	2,848円
介護保険サービス費 （多床室）	1割	642円	719円	798円	875円	950円
	2割	1,284円	1,437円	1,596円	1,749円	1,899円
	3割	1,926円	2,155円	2,394円	2,623円	2,848円

加算利用料（保険給付の負担分）

費用	1割	2割	3割	加算単位	内容の説明
初期加算	33円	66円	99円	1日あたり	入所から30日間に限り加算されます
外泊時費用	269円	537円	805円	1日あたり （1月に 6日間のみ）	病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊をした場合に加算されます
個別機能訓練 加算（Ⅰ）	13円	26円	39円	1日 あたり	個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービスの提供を行った場合に加算されます
個別機能訓練 加算（Ⅱ）	22円	44円	66円	1月 あたり	（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し機能訓練の実施に当たり適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合に加算されます
個別機能訓練 加算（Ⅲ）	22円	44円	66円	1月 あたり	<p>個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔衛生管理加算（Ⅱ）および栄養マネジメント強化加算を算定していること。 ・入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報および入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。 ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していると加算されます
精神科医療養 指導加算	6円	11円	17円	1日 あたり	精神科医による診察を月2回以上受けられる体制を整備した場合に加算されます
経口移行加算	31円	61円	92円	1日 あたり	経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に加算されます

経口維持加算 (Ⅰ)	436円	872円	1,308円	1月 あたり	経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に対し、多職種協働により栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、計画に従い栄養管理を行う場合に加算されます
経口維持加算 (Ⅱ)	109円	218円	327円	1月 あたり	協力歯科医療機関を定めている事業所が、経口維持加算(Ⅰ)を算定する場合、入所者の食事の観察、会議に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士のいずれか1名以上が参加した場合に追加で加算されます
口腔衛生管理 加算(Ⅰ)	99円	197円	295円	1月あたり	口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成され、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合に加算されます
口腔衛生管理 加算(Ⅱ)	120円	240円	360円	1月あたり	(Ⅰ)の算定要件、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます
療養食加算	7円/回	13円/回	20円/回	1日につき 3回を限度	医師の発行する食事せんに基づいて1日につき3回を限度として療養食を提供した場合に加算されます
在宅復帰支援 機能加算	11円	22円	33円	1日あたり	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど在宅復帰支援を積極的に行い、かつ一定割合以上の在宅復帰を実施している施設に加算されます
在宅・入所相互 利用加算	44円	88円	131円	1日あたり	在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び3ヶ月を限度とした入所期間を定めて、介護老人福祉施設の居室を計画的に利用する場合に加算されます
障害者生活 支援体制加算 (Ⅰ)	29円	57円	85円	1日あたり	障害のある入所者が15人以上であって障害者生活支援員を配置している場合に加算されます
障害者生活 支援体制加算 (Ⅱ)	45円	90円	134円	1日あたり	常勤専従の障害者生活支援員を2名以上配置し、基準を上回っている場合に加算されます
看取り介護 加算(Ⅰ)	79円	157円	236円	死亡日45日前～ 31日前 1日あたり	医師が終末期にあると判断した入居者について、医師、看護師、介護職員、生活相談員等が協働して、本人または家族等の同意を得な

	157円	314円	471円	死亡日4日以上 30日以下 1日あたり	がら本人の意思を尊重した医療・ケアの方針 決定に対する支援に努め看取り介護行った場 合に、死亡前45日を限度として、死亡月に 加算されます
	742円	1,483円	2,224円	死亡日前日及び 前々日1日あたり	
	1,396円	2,791円	4,186円	死亡日	
看取り介護 加算(Ⅱ)	79円	157円	236円	死亡日45日前～ 31日前 1日あたり	上記要件に加え、緊急時の情報共有方法及び 曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法など について、具体的な取り決めがなされている場 合に加算されます
	157円	314円	471円	死亡日4日以上3 0日以下 1日あたり	
	851円	1,701円	2,551円	死亡日の前日及 び前々日 1日あたり	
	1,723円	3,445円	5,167円	死亡日	
退所前訪問 相談援助加算	502円	1,003円	1,505円	1回限り	退所前後に訪問相談を行った場合に加算され ます
退所後訪問 相談援助加算	502円	1,003円	1,505円		家族に対する退所後の療養上の相談援助を行っ た場合に加算されます
退所時相談 援助加算	436円	872円	1,308円		退所に先立って居宅介護支援事業所へ退所後のサ ービス利用について文書による情報を提供し、連携 して調整を行った場合に加算されます
退所前連携 加算	545円	1,090円	1,635円		
日常生活継続 支援加算(Ⅰ)	40円	79円	118円	1日あたり	次のいずれにも該当する場合に加算されます①入 所者のうち要介護4～5の割合が70%以上又は日 常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が 認められる認知症の割合が65%以上又はたんの 吸引等が必要な者の占める割合が15%以上であ ること ②介護福祉士を入所者の数が6又はその 端数を増すごとに1以上配置している場合に加算 されます
看護体制加算 (Ⅰ)□	5円	9円	13円	1日あたり	常勤の看護師1名以上配置している場合に加算さ れます
看護体制加算 (Ⅱ)□	9円	18円	27円	1日あたり	夜勤を行う介護、看護職員が最低基準配置を1人 以上、上回っている場合に加算されます
夜勤職員配置 加算(Ⅰ)□	15円	29円	43円	1日あたり	夜勤を行う介護・看護職員が最低基準配置を1人 以上、上回っている場合に加算されます

若年性認知症 受入加算	131 円	262 円	393 円	1 日あたり	若年性認知症を受入れ本人やその家族の希望を踏まえ介護サービスを提供した場合に加算されます
常勤医師配置 加算	28 円	55 円	82 円	1 日あたり	常勤の医師を配置した場合に加算されます
認知症専門 ケア加算（Ⅰ）	4 円	7 円	10 円	1 日あたり	次の要件を満たす認知症生活自立度Ⅲ以上の者 1 人 1 日につき加算されます ①認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が入所者・入居者の 1/2 以上 ②認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 名以上を配置し 20 人以上の場合は 10 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置 ③職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導会議を定期的実施している場合に加算されます
認知症専門 ケア加算（Ⅱ）	5 円	9 円	13 円	1 日あたり	①認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし且つ認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置（認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が 10 人未満の場合は実践リーダー研修修了者と指導者研修修了者は同一人で可）②介護・看護職員ごとの研修計画を作成し実施している場合に加算されます
認知症緊急 対応加算	218 円	436 円	654 円	1 日あたり （入所日から 7 日間限り）	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所する事が適当であると判断した者に対し入居サービスを行った場合に加算されます
生活機能向上 連携加算（Ⅰ）	109 円	218 円	327 円	3 ヶ月に 1 回 を限度	訪問リハビリ、通所リハビリ、リハビリを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。また理学療法士等や医師は、通所リハ等のサービス提供の場または ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行う場合に加算されます
生活機能向上 連携加算（Ⅱ）	218 円	436 円	654 円	月 1 回	訪問リハ、通所リハ、リハを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が加算を算定する施設に訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施すること。※個別機能訓練加算を算定していない場合に加算されます
外泊時 在宅サービス 利用費用	678 円	1,221 円	1,832 円	1 日あたり	入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1 月に 6 日を限度として加算されます

再入所時栄養 連携加算	218 円	436 円	654 円	1 回限り	介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケアの原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に 1 回に限り加算されます
栄養マネジメント強化加算	12 円	24 円	36 円	1 日あたり	低栄養リスクの高い入所者に対して多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入所者に対し食事の観察を週 5 回以上行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好を踏まえた食事・栄養調整等を行う場合に加算されます
配置医師緊急 時対応加算	配置医師 の通常の 勤務時間 外の場合 354 円 (早朝・夜 間及び深 夜を除く)	配置医師 の通常の 勤務時間 外の場合 709 円(早 朝・夜間及 び深夜を 除く)	配置医師 の通常の 勤務時間 外の場合 1,063 円 (早朝・夜 間及び深 夜を除く)	1 回限り	次の基準に適合しているものとして届出を行った指定介護老人福祉施設において、配置医師が施設の求めに応じ、早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）、夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）、深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）又は配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間及び深夜を除く。）に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に所定単位数を算定する。ただし、看護体制加算（Ⅱ）を算定していない場合は、算定しない。 ・入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取決めがなされていること。 ・複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ 24 時間対応できる体制を確保していること。
	早朝・夜間 の場合 709 円	早朝・夜間 の場合 1417 円	早朝・夜間 の場合 2126 円		
	深夜の場合 1417 円	深夜の場合 2834 円	深夜の場合 4251 円		
特別通院 送迎加算	648 円	1295 円	1943 円	1 月 あたり	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1 月に 12 回以上、通院のため送迎を行った場合
協力医療機関 連携加算	(1)①～③の 要件を満た す場合 109 円（令 和 6 年度） 55 円/月 （令和 7 年度 ～）	(1)①～③の 要件を満た す場合 218 円（令 和 6 年度） 109 円/月 （令和 7 年度 ～）	(1)①～③の 要件を満た す場合 327 円（令 和 6 年度） 164 円/月 （令和 7 年度 ～）	1 月 あたり	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に関催していること ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要す

	(2)それ以外の場合 6円	(2)それ以外の場合 11円	(2)それ以外の場合 17円		ると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
退所時情報提供加算	273円	545円	818円	1回限り	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定されます
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	11円	22円	33円	1月あたり	感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 診療報酬における感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること 上記を満たしていると算定されます
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	6円	11円	17円		診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていると算定されます
新興感染症等施設療養費	262円	524円	785円	1日あたり	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定されます

<p>認知症チーム ケア推進加算 (I)</p>	<p>164 円</p>	<p>327 円</p>	<p>491 円</p>	<p>1 月あたり</p>	<p>(1) 事業所または施設における利用者または入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>(2) 認知症の行動・心理症状の予防および出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者または認知症介護に係る専門的な研修および認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。</p> <p>(3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。</p> <p>(4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無および程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていることと算定されます</p>
<p>認知症チーム ケア推進加算 (II)</p>	<p>131 円</p>	<p>262 円</p>	<p>393 円</p>		<p>(I) の(1)、(3) および(4) に掲げる基準に適合すること。</p> <p>・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいることと算定されます</p>
<p>退所時栄養 情報連携加算</p>	<p>77 円</p>	<p>153 円</p>	<p>229 円</p>	<p>月 1 回</p>	<p>厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対して、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合に加算されます</p> <p>※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量および内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食および特別な場合の検査食（単なる流動食および軟食を除く。）</p>

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4円	7円	10円	月1回	<p>（イ）入所者または利用者ごとに、施設入所時または利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時または利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。</p> <p>（ロ）イの確認および評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>（ハ）イの確認の結果、褥瘡が認められ、またはイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者または利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している場合に加算されます</p>
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	15円	29円	43円	月1回	<p>褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合に加算されます</p>
認知症行動・心理症状緊急対応加算	218円	436円	654円	入所した日から起算し7日を限度	<p>医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが必要であると判断した者に対して、指定介護福祉施設サービスを行った場合に加算されます</p>
安全対策体制加算	22円	44円	66円	入所時に1回	<p>外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます</p>
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	44円	88円	131円	月1回	<p>入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、（利用者全員）必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます</p>

科学的介護 推進体制加算 (Ⅱ)	55円	109円	164円	月1回	(Ⅰ)の基本的な情報に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を、厚生労働省に提出し(利用者全員)必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます
ADL維持等 加算(Ⅰ)	33円	66円	99円	月1回	利用者の総数が10人以上であり、利用者全員について利用開始月と当該月の翌月から起算し6月目においてBarthel Indexを適切に評価できる物がADL値を測定し厚生労働省に提出していること。またADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が1以上である場合に加算されます
ADL維持等 加算(Ⅱ)	66円	126円	197円	月1回	利用者の総数が10人以上であり、利用者全員について利用開始月と当該月の翌月から起算し6月目においてBarthel Indexを適切に評価できる物がADL値を測定し厚生労働省に提出していること。またADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が3以上である場合に加算されます
自立支援促進 加算	306円	611円	916円	月1回	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加する。(ロ)イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた人毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の人が共同して、自立支援の支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。(ハ)イの医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直す。 (二)イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合に加算されます
生産性向上推 進体制加算 (Ⅰ)	109円	278円	327円	月1回	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。また職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合に加算されます

生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	11円	22円	33円	月1回	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしている。また見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合に加算されます
排せつ支援加算(Ⅰ)	11円	22円	33円	月1回	①排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。①の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。①の評価に基づき、少なくとも3か月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直している場合に加算されます
排せつ支援加算(Ⅱ)	17円	33円	49円	月1回	加算Ⅰの要件に加えて要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないまたはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合 または施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合に加算されます
排せつ支援加算(Ⅲ)	22円	44円	66円	月1回	加算Ⅰの要件に加えて要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合 または施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合に加算されます
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24円	48円	72円	1日あたり	①介護職員の内介護福祉士 70%以上②介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上のいずれかに適合する場合に加算されます
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20円	40円	59円	1日あたり	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に加算されます

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円	13円	72円	1日あたり	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上。職員の総数のうち、勤続年数7年以上の職員の割合が30%以上の場合に加算されます
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※	所定単位数の1000分の83			1日あたり	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村に届け出を行うとともに、当該計画に基づき、適切な措置を講じ、実施した場合に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の1000分の27			1日あたり	処遇改善加算を算定し、更なる賃金改善及び資質向上のための計画を策定、公表した場合に加算されます Ⅰ：サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定 Ⅱ：上記以外の区分を算定
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の1000分の23				
介護職員等ベースアップ等支援加算※1	所定単位数×1000分の16			1月につき	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得している事と賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用する事で加算されます。

※介護度、居室及び各種加算の請求項目によって金額が変動いたします。

上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。(消費税は非課税です)

※1 個別の介護度及び加算の請求項目によって金額が異なります。

居住費及び食費(保険給付対象外)

区分		費用の内容	日額
居住費	従来型個室	室料および光熱水費相当	1～3段階 1,171円
			4段階 1,460円
	多床室	室料および光熱水費相当	1～3段階 855円
			4段階 900円
食費		食材料費に係る費用相当	1～3段階 1,392円
			4段階 1,730円

※但し、第1段階から第3段階までの方については、負担額の軽減制度(補足給付)による、減額認定証をご持参の場合、上記の負担額でなく減額認定証の記載額となります。

その他の日常生活費及び特別なサービスの利用料

費目	金額	内容の説明
嗜好品代	実費	利用者の希望による嗜好品を提供した場合
教養娯楽費	実費/1回	希望によって参加されるクラブ活動や行事の材料費等
理美容代	2,500円/回 (カット)	パーマ：5,000円、毛染め：5,000円 シャンプー、ブロー、顔そり：500円
預金管理費	100円/日	日常生活における必要な費用の支払い代行及び預貯金、その他の管理料
その他の費用	実費	利用者の選択によって使用する電気製品代 希望によって参加する観劇。小旅行、講習等の費用

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

(事業者名) 社会福祉法人 長寿村 足立翔裕園
(事業所番号1372100824)
(住 所) 東京都足立区入谷9丁目15番18号
(代表者氏名) 理事長 神成 裕介 印

入居者

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印

保証人

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印

